

安全報告書

(2007 年度)

大阪航空株式会社

本安全報告書は、航空法第 111 条の 6、並びにこれに基づく航空法施行規則
第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づいて作成しました。

初めに

2007年10月27日に弊社のヘリコプターが、大阪府堺市の南海電鉄の軌道の上に墜落し、乗員乗客2名が死亡するという事故を起こしました。亡くなられた方のご冥福をお祈りすると共に、皆様に多大なご迷惑をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

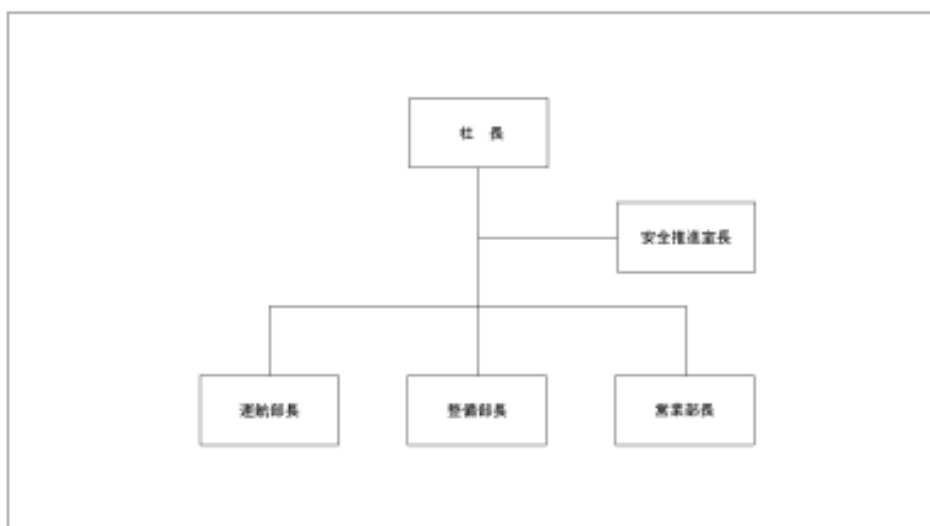
2007年度基本方針

- 組織の結束と活動の充実により、安全を確保し効率の向上に努めます。
- コミュニケーションを良くし皆様に満足して頂ける雰囲気作りに努めます。
- 技術の向上及び管理体制の充実により安全確実な運航を実施します。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

① 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図



(2007年4月1日現在)

ロ) 各組織の機能・役割の概要

- ・ 代表取締役自らが責任を持ち、運航部門、整備部門及び営業部門と直接結び付き安全運航を推進します。
- ・ 安全推進室は、代表取締役直轄機関において、安全運航確保のため総合的体制確立及び各部門の意思疎通と安全意識の高揚を図ります。

- ハ) 各組織における人員数
 - ・ 安全推進室……………4名
 - ・ 業務部……………3名
 - ・ 営業部……………3名
 - ・ 運航部……………8名
 - ・ 整備部……………9名
 - ・ 国際事業部……………1名
 - ・ 業務支援室……………1名
- ニ) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数
 - ・ 航空機乗組員……………11名
 - ・ 客室乗務員……………0名
 - ・ 整備従事者……………9名
- ホ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数
 - ・ 運航管理者……………7名
 - ・ 有資格整備士……………8名

② 日常運航の支援体制

- イ) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容
「運航規程審査要領:空航第 58 号」、「整備規程審査要領:空機第 73 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領(安全関係):空機第 68 及び 69 号」により定められています。これらの規程については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。
- ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制
同上
- ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み
 - ・ 各種安全セミナーへの参加
 - ・ 安全推進室によるミーティング活動

③ 使用している航空機に関する情報

機 種	機数	座席数	平均年間 飛行時間	平均年間 飛行回数	導入開始	平均機齢
セスナ式 172R 型	1	4	464	462	2002 年 4 月	4 年
セスナ式 172P 型	1	4	259	213	1985 年 8 月	27 年 9 ヶ月
セスナ式 TU206F 型	1	6	189	112	1973 年 9 月	31 年 6 ヶ月
セスナ式 TU206G 型	1	6	228	82	1999 年 3 月	28 年 10 ヶ月
ロビンソン式 R22Beta 型	2	2	213	220	1986 年 11 月	7 年 5 ヶ月
ロビンソン式 R44 型	2	4	208	197	1996 年 1 月	8 年 1 ヶ月
ロビンソン式 R44 II 型	1	4	70	113	2005 年 7 月	3 年

(2008 年 3 月 31 日現在)

④ 運航状況に関する情報

- イ) 当該事業年度における保有機種別及び路線別の輸送実績、並びに路線別の便数
路線を定めて運航していないため省略

3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告書に関する事項(航空法施行規則第 221 条の 6 第 3 号)
法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデント及びその他安全上のトラブルの発生状況)

① 総件数..... 2件

② 主要な事態(安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態)の概要及び対応状況..... 1件

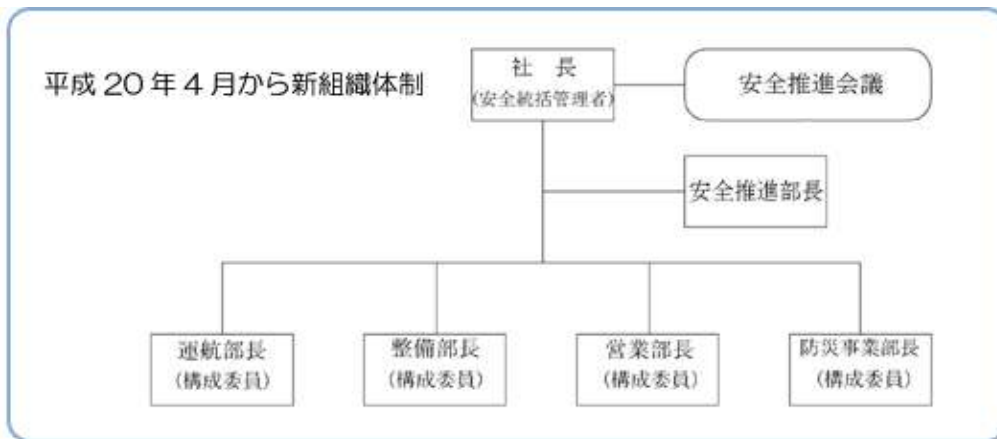
③ トラブルの種類別、機種別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

- イ) 航空事故 1件
ロ) 重大インシデント 0件
ハ) その他安全上のトラブル 1件

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項
(航空法施行規則第 221 条の 6 第 4 号)

- ① 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

- イ) 非常操作の再確認を行いました。
- ロ) 運航部内での情報伝達用にメールボックスを設置しました。
- ハ) 搭載用書類の搭載手順の変更を行い、携行の失念を防止します。
- ニ) 業務開始前に健康状態の確認を実施し、的確な健康管理等を行っています。
- ホ) 安全推進室を廃止し、新たに安全推進部を設置しました。
- ヘ) 安全推進会議を開催し、規程類の改訂を進めています。



- ② 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置
- イ) 操縦士に対する訓練実施体制の改善
 - 航空局技術部長からの訓練ガイドラインを社内規定に反映しました。
 - 訓練の管理体制を確立するため、運航部業務管理課を新設しました。
 - ロ) 体験飛行等における安全確保
 - 体験飛行の実施方法を見直しました。
 - 搭乗者へのブリーフィングを徹底します。
 - 無資格者が同乗する時の要領を社内規定に新設しました。
 - 規程遵守、安全意識についての再訓練を実施しました。
 - ハ) 法令遵守及び安全管理の体制確立
 - 定期的に安全教育を実施します。
 - 安全推進組織を見直し、安全管理体制を確立します
- ③ 上記①及び②以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置
- イ) 事故の記憶を風化させないようにします。
 - ロ) 事故による教訓を後世に引き継ぎます。
 - ハ) 安全意識の向上及びその維持に努めます。
 - ニ) 安全意識を阻害させない環境を作ります。

- ホ) チームワークを充実し安全な職場を作ります。
 - へ) 社長が行った安全宣言に基づき、全社一丸となって安全な運航に取り組みます。
 - チ) 社長自ら臨時内部監査を行いました。
- ④ 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価
2007年10月27日における弊社のロビンソン式R22型機の事故により、当局の指導及び自社による状況分析に基づき、安全運航について再認識及び再徹底を行いました。
- ⑤ 2008年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標新たに制定された安全管理規程に基づき安全を最優先する運航を行います。

以 上